

# 第2回会議議事録

期 日 平成16年11月12日(金)  
ところ 黒川村ロイヤル胎内パークホテル

中条町・黒川村合併協議会

○事務局（羽田野）

定刻でございます。協議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、予定どおりの中条町・黒川村合併協議会の第2回会議にご出席をいただき、まことにありがとうございました。

会議に先立ちまして、会長、副会長の選任についてご報告申し上げます。本協議会では、規約により両首長の協議で選任することとしておりますので、あらかじめ協議を行い、会長に丸岡中条町長、副会長に布川黒川村長を選任してございます。

それでは、丸岡会長からごあいさつ申し上げます。

○会長（丸岡）

ただいまご報告がありました中条町長の丸岡でございます。このたび黒川の村長さんと協議の結果、私が会長ということで務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

私の合併に対する考え方を述べてごあいさつにかえたいと思うのでありますけれども、私は黒川さんとの合併については両町村の信頼関係、これを基本に据えて今まで積み重ねてまいりました協議会のその経過を十分尊重しながら、誠心誠意努めてまいりたいというふうに考えておりますので、何分よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、大変重要な会議でございます。皆様方の慎重審議をよろしくお願ひ申し上げまして、一言ごあいさつにかえさせていただきます。大変どうもよろしくお願ひします。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長にお願ひいたします。

○議長（丸岡）

それでは、議長として議事を進めさせていただきますので、よろしくご審議をお願ひします。

審議をいただきます前に本日の会議の成立を確認いたします。

事務局より委員の出席について報告願ひます。

○事務局（羽田野）

委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数33名のうち出席いただいた委員は33名でございます。欠席はございません。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より報告がありましたとおり、委員数33名のうち出席いただいている委員は33名であります。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りします。会議の傍聴の申し出について事務局より報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人62名、報道関係3社から申し出を受けております。以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より報告がありましたとおり傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第2条第1項により、本日の会議は公開することにしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

異議なしという声がございます。ご異議がないようなので、本日の会議は公開といたします。

それでは、議事に入ります前に、3番目の報告事項でございます。

報告第9号 中条町・黒川村合併協議会幹事会規程の一部改正について事務局より説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

それでは、議案書1ページをお開き願います。中条町・黒川村合併協議会幹事会規程の一部改正について、別紙のとおり一部改正するというものでございます。

3ページお開き願います。中ほどの第3条、組織、ここに幹事会は、次に掲げる者をもって組織するとございます。ここで幹事会メンバーとして助役、収入役、教育長、それから総務課長、財政課長、議会事務局長とございますが、中条町の方では現在助役さん、教育長さんが就任されていないということでございますので、ここに改めて2項といたしまして、前項に掲げる者に欠員が生じた場合は、会長、副会長が協議し、これを補充することができるものとしてございます。

新旧対照表は5ページの方に示してございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

なお、この施行につきましては附則の方で、この規程は、平成16年11月5日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま規程の一部改正について報告ありましたけれども、これに対してご質疑がございましたらよろしくお願いいいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議がないようなので、ただいまの報告第9号を終わらせていただきます。

続いて、議事に入らせていただきます。

議案第3号 新市の名称について議題といたします。

これは、前回からの継続事業の案件でございます。これについては、前回の協議会で委員各位から合意をいただいた上、胎内市を提案にしたということは十分ご承知のとおりであります。一昨日協議会長あてに新市名称について要請書が提出されておりますことから、ご協議をいただく前にまずご報告をさせていただきたいと思っております。その後にご審議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。既に委員さんのお手元にその資料配付させていただいておりますので、ごらんさせていただきたいと思っております。この要請書は一昨日、11月10日の午後、中条町と黒川村の合併を考える会の代表、寺門登志さんほか七、八名の方々がお見えになられ、協議会会長ということで署名を添えて提出されたものでございます。新市の名称を中条市にさせていただきたいとの要請書と3,100人余りの署名を添付しておりますが、法的な根拠に基づくものではないため署名簿の点検はしておりませんので、その辺をご承知させていただきたいというふうに思います。また、内容につきましてはお読み取りさせていただきたいと思っております。

つきましては、要請書の趣旨などを十分踏まえて新市名称のご協議をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○副会長（布川）

それでは、一つには、きょうロイヤル胎内パークホテルで開催したわけでございますけれども、いつも中条町の産業文化会館で開催している協議会でございますが、どうしてこのロイヤル胎内パークホテルを選んだのか、設定したのか、それについてのご説明を。

○事務局（羽田野）

申し上げます。それでは、説明をさせていただきます。

これまで対等合併の関係ということで、黒川さんといろいろと会場の関係で当初からご相談を申し上げておりました。ただ、この状況を見てわかりだと思っておりますけれども、なかなか会場設定というものが非常に難しいのでございました。それで、黒川さんの配慮でございまして、中条の産業文化会館でおこなって参りましたが、本来ならば相互の町村で協議を行うのが、筋ですが、今回につきましては中条町会場が行事が入ってございました。それで、大変方々当たってみましたけれども、中にこれだけの方々

の収容する施設ということになりますと、やはり黒川さんのところをお借りいたしまして、そして多くの方々に傍聴していただきたいということでございます。今回はそういう状況で、このところでやらせていただいたということでございます。

○副会長（布川）

わかりました。

新市名が上程されたわけですが、又今日はまれにみる傍聴人であります。私個人も副会長という立場で、そう多く語る必要がないと思います。考え方とすれば、新市名、胎内の経緯、経過といったしましては、又それからお話がありました胎内市反対の署名の取扱いについて、胎内の用語に対する冒涇というか、これらにつきまして、こういうお話の中で、胎内のロイヤル胎内パークホテルで開催するのも皮肉なものと思います。本文にはいりますが、昨日、胎内市に反対するという新聞を見まして、ひょうたんに、こまということで、驚きまして、それも、黒川村を育てまいりました、胎内を命を絶つという中傷に唾然としておるわけでございます。先回までは、これほどスムーズに合併協議が進んでまいりましたが、何故このような事態になったのか、私には、はかり知れないものがあります。しかし、計算された策略の行為、又は数のどおりを通そうとするのか、そのことについては、理解にはおよんでおりません。この法定協でもルールと言うものがありまして、協議を重ねて、委員の皆様の努力で、今日まで至ったということは皆さんご承知のとおりと思います。丸岡会長の方から、中条町・黒川村の合併を考える会から3,000名もの胎内市反対の署名が出てきたというお話がありました。逆に言うならば、3,000名の方が中条市に賛成しておるといっていただけます。まあ世界50億の人が住んでおります、それぞれが、それぞれの顔をもって生きておるわけでございます。だからといって勝手気ままに生きることは、社会が混乱するものでありまして、その為にも秩序、ルールがあるのではないのでしょうか。この協議会は、自治法と合併特例法に基づいて設置されました権威ある協議会でありますので、新市名称は、今協議会で公募することを決定してそれに基づいて胎内市が内定したと言うふうに皆様方ご承知だと思っております。ここに入りまして、中条町・黒川村を考える会、数の原理と結果をこの協議会に持ち込まれた事態が憤慨することです。追加しますが、ややもすると黒川村が胎内市ではいけないというような取られ方をしておりますが、誰も一度もそんなことは言ったことはありません。やはり公募した趣旨をわきまえて、その時に中条という言葉が出ておれば、黒川村の人はすべて中条に賛成したと思っております。たまたま、公募の数が中条市より公募の数が胎内市が多かった2.5倍も胎内市という記名投票があったわけですので、この主旨を考えましてこの協議会では胎内市と内定したことを委員の皆さんに確認したいということでございます。次に胎内川または胎内の語意についてでございますが、まあ中条町では会期中だそうでございますが、この胎内の語源についてはアイヌ語で黒川村の住民は長い歴史の中で、清い水の流れということ熟視しておるわけでございます。その語源は前からでございますので、反論する必要はないかもしれませんが、あえて反論しようとは思って

おりませんが、泥水というような事、以前、命名の中で悪魔ちゃんということが使われたと、同じような意味嫌われる名前を内定するのは好ましくない話、そしてこれを決めたことの見識、資質を問うようなお話があったと聞いております。応募者の立場からいたしますと新市名の公募については、住民の皆さんが、お互いに新市名に対しまして黒川と中条が一緒になった場合、大きな夢をもって投稿したものと思うわけでございます。その投稿されたものが胎内市ということで、公募された人に対しまして悪魔とか泥水とか言うことにたいしまして激怒する想いであります。黒川村そのものは激怒するものは無いであります。また、新聞の記事でも書かれておりますが、中条町・黒川村の合併を考える会は、胎内はアイヌ語で土の川、泥の流れる川という意味合い、黒川村は、清い水の流れる川ということでございます。それらの意味合いをくわえまして胎内市という形でできておるしだいでございます。人の名前を使って申し分けないんですが、先生方、黒川村に勤務していただいた先生もおるわけですのでございます、黒川は三つの小学校、一つの中学校があり校歌はみな恵みとか、豊かな、胎内川という形をもって、母なる川と言うような形で生活し、よりよい郷里を目指して歩んできたことを校歌の教えとして託されてきたわけでありますし、こういうことで、今とすれば、考えられない、傷付けられたと言うか、怒りを思っておるのでございます。このホテルに今日も入るときに職員方とお話したわけでございますが、ここには全国から多くの方が視察にくるわけでございます。この人たちに我々は中条町の事をお話いたします。チュリップが日本一だと、また文化都市だということも、これらも一生懸命に伝えてまいりました。こういう信頼関係でまいったわけでございます。そういう中で助け合って行こうと言う中で、協議を重ねたところ、こういう話が出るということが、職員も悲しいねということをお話したわけでございます。怒ることを知って耐え忍ぶと言う人は、賢い人というふうになろうかと思いますが、私は到底賢い人だなんて考えておりません。その辺黒川の委員の人もそうだと思います。歴史の中で色々な言葉があります。その言葉が一つの時代の状況だと、その場面を思いおこすものであります。住民の反発、中条町からそういう話があったことに対しまして、今反発という形で駆け巡っておるということも、それぞれの立場になれば、ご理解いただけるものと思いますが、今の現状といいますが、なかなか理解に及ばない部分私自身も村の人の考え方もだと言うことをご理解いただきたいと思います、ご静聴いただきまして、ありがとうございました。

○議長（丸岡）

ありがとうございました。

ただいま副会長さんの方から今までの経緯、さらには胎内市をめぐる見解についてお話あったと思います。

それでは、皆さん委員の方からこれからご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

どうぞ。

○小野委員

中条町青年代表の小野でございます。この度の中越地震で50人の方が亡くなりました中で、魚沼市という新しい市が誕生しておるしだいで、大変喜ばしいことと感じております。この中条町・黒川村の合併協議会も協議をかさねてまいりまして、任意協議会から今日で2回目の合併協議会ということで、今回重要案件ということで、新市の名称については、協議会、多くの勉強会で議論しその中で選考方法ついていかがするのかの議論の中で、公募とし、その上位5点を選び、その中から協議し決定すると、あがってきた5点で一番の胎内、漢字の胎内が、大方を占めるという中で、その方向で進めていくことが、民意を反映し、新市の新しい顔としていい名前ではないかと議論がつくされたものだと認識しております。ご存知のとおり、中条町からも多くの方々からも胎内という支持がありました。又我々、小さい時から校歌等で胎内ということは名前には親しまれてきておりますけれども、今回このような形で、要請書が上がってきておるわけですが、この要請書は3点のことから協議する事柄ではないと判断します。まず1点目のその公募するという点であります。周知する為に何度か住民説明会が行なわれております。また中条、黒川の広報においても多く発表されております。その中で議員を含めてルールとして公募していく、その中できっちとした議論をすべきところであったと認識しております。それが11月の段階でこのような要請書があがってくるのは、ルール違反じゃないかと思えます。子供を生み育てていく中で、子供にルールを教えない親はいないはずですが、まずそういうことで1点目については、取り上げる必要はないかと考えます。2点目でございますが、この文言の中で胎内という言葉、特に黒川村の地名でもあります胎内を冒瀆するような言葉が羅列しております。この方々の中条市という理論が正しいと、かりに仮定すれば、中条市の合理性、有利性を強く訴える文書であれば、まずそれでも文書に目をとおす気にもなりますが、他を冒瀆して自分を光らせるといいますか、自分の主張をとおすというのはルール違反に値するのではないかと考えられます。また3点目でございますが、要請書のあげ方でございます、あげ方についてもルールにのっていないということでもあります。こうしたものについては、有権者のきっちとした署名、きっちとした署名簿を集めて町の議会にきっちと諮り、こういうものは協議会に持ち込もうという決意をされてから協議会にあがってくるものと思っておりましたが、要請書が急に上がったものを12日の協議会にすぐあげるということは論理不足ではないかと思われまます。この3点事から、この要請書は却下すべきと考えておりますが、よろしくご審議お願いします。

○議長（丸岡）

そのほかでないですか。

どうぞ。

○片野委員

この新市名については今まで何度か協議してまいりまして、先回の協議会で内定と言う形になりました。

た。これについては、皆様、数ある討議の中で、思いを述べられて先回これに、内定するにいたったわけでございます。これから私の立場で、消防団長の立場でお話させていただきたいと、合併において中条の消防と、黒川の消防では、違いがあるのでは、そこで、私どもと黒川の団長さんたちと集まりまして、黒川村さんに無理をいいまして、組織の編成、やり直しをお願いして、任意協議会で組織が示されたわけで、何故そのようなことをするかと言うと、我々、中条と黒川、一緒に統一した一つの意思のもとで動かなければならない、そのために行なったと。かりにあの地震が、今日この時点くるかもしてない、そういう時、名前が違うということで、私たち消防団の動きがばらばらになってしまうと、住民を救うことが、出来なくなってしまう。という問題がおこるんじゃないかと思います。そういうことで、私としては、この問題は要請書が提出された中に書かれている以前に私どものもの立場としては、消防団としては、町民が納得できる一緒に動けるという体制を明日にでも、今日この場でも作り上げたいと消防団に携わっているものの考えであります。

以上です。

#### ○ 桐生委員

布川副会長の意見につきるわけでございます。又小野委員の考え方もそのとおりと感じております。新市名の公募につきましては、1月に第3号議案として提案されその後、要綱が決められて、4月から5月まで1ヶ月間中条、黒川に公募を要請したわけでございます。先ほど応募数ということでございますが、応募された方は、ごく自然に中条、黒川を越えて新しい希望のもとで、新市名を投稿したわけでございます。そのことを考えますと先ほどの委員の方が述べたとおりで、改めてここで新市名を協議することはまったく無いと考えております。会長さんの冒頭の挨拶で中条と黒川は、信頼の関係でこれからやっていくのだと聞いております。町長さん会長さんの考えはどのようなものでありましょうか。

#### ○議長（丸岡）

私の考え方についてということでございますけれども、私は会長という立場で今皆さんにご意見を伺っているわけでありましてけれども、私は皆さんのご意見を取りまとめて、その結果に従っていきたいというふうに考えています。まだ皆さんから十分な意見が出されておられませんので、ぜひとも皆さんからご意見いただきたいというふうに思います。基本的な考え方ですが、先ほど申し上げましたが、お互い信頼関係を基本にしながら今までの経緯を十分尊重して誠心誠意合併に取り組んでまいりたいということでございますので、ご理解いただきたいとします。

ほかにございませんか。

#### ○大沼委員

私、区長会の代表と言うような立場でこの協議会に参加しておるわけでございますが、とにかく協議

会にのぞむ基本的な姿勢といたしましてはとにかく中条、黒川が仲良くこれから末永く一緒にやっ  
ていこうというそういう基本的な考え方でのぞんでいるわけでございます。そして新市の名称につ  
きましては、先ほどお話がございましたようにこの任意協議会からずっと一番の重要課題という  
ようなことで慎重に審議してまいったつもりでございます。その間、新市の市名については区  
長仲間からもぜひ中条市にしてくれというような要望もございました。それから、いや胎内  
市の方がやはり全体的にいいだろう意見の方もありますし、それから胎内市は賛成だけ  
れどもこの漢字の胎内よりも子供達も全部書けるひらがなのたいないの方もいいの  
ではないかという色々意見もございました。私はまあ最終的な結論といたしまして、今  
までの審議を重ねた状況から判断いたしまして、やはり公募の数は少なくともとにかく  
手順を踏んで協議会で提議した公募の結果についてはやはり尊重しなきゃならんゆ  
うふうに基本的には考えておるわけでございます。そのうえからもこれからも仲良くや  
っていくためにはやはりそういうふうな面でも新市の市名についてもそう言うこと  
を考慮し胎内になろうということでこのあいだの第1回の協議会で意見を通したわけ  
でございます。そんなようなことでこれからの将来中条町あわせ黒川村の将来を考  
えた点でやはり一方的に押し捲るようなかたちでの新市名の決め方ではやはり後  
にしこりを残すのではないのかというふなことから胎内に賛成いたしたいと思  
います。

○議長（丸岡）

ありがとうございました。  
どうぞ。

○布川委員

黒川村の議会の委員長をしております布川でございます。先ほどらい布川村長また桐生委員による  
意見がありました。私も布川村長ですね今までかつてないほど強烈に思うものに対して激したことは大  
変心強く思っております。私も今まで新潟県の方を担当しておりました。昔はですね今は飯豊連  
峰と言っておりますけれども昔は胎内山、胎内山と呼ばれてそこから流れてくる胎内川の水に対して汚  
い川とか胎内死このような屈辱した表現で語られることが非常に私も心外に思っています。胎内川  
の右岸、左岸の何百町歩の肥沃な土地、また農業、工業もこれによって成り立ってきて前村長  
の伊藤村長が胎内平においてですね植樹祭、育樹祭、野鳥の会、皇族の方をお迎えして胎内川  
地区の名前を全国的知らしめてこのことについて前村長の伊藤夫人親子がこのたびの新市の  
名称については胎内市というので投票したと私は承っております。その点色々なことで  
学校の校歌、何一つとっても、私どもは誇りに思っていますし皆さんでぜひ胎内市と  
いうことを決定していただきたいとおもいます。以上

○議長（丸岡）

ありがとうございました。

どうぞ、杉田委員。

○杉田委員

私中条の杉田と申しますが、今回の合併に対しては、私先ほどらい会長さんそしてまた副会長さんの報告の中にもあったと思いますが、信頼関係を築くということを疑ってはならない基本的な審議が一番わたしは大事だとそういうふうに思っています。そういう意味では、今までこの合併協議会においてさまざまな議論がなされこの新市名については、わたしも中条町の一員としてやはり先祖伝来から引継いでこられた中条町というのが無くなるというのはやはり僥いなものがある。これは黒川村さんにも同じことが言えることでそれはお互いの信頼関係のなかでこれを譲り合いながら固執しないことで新市名を考えていただくというふうに今まで来たわけです。その結果では我々が両町村黒川村、中条町の胎内川を中心として左右にわかれて私は農業も先ほど布川議員さんからもお話があったとおり農業も商業も工業もいろいろの産業も発展をとうして中条町、黒川村が発展してきたわけであります。これは言うまでも無いことあります。これを後世に伝えていくためにはどうしても必要だと私はおもいます。そういう意味でやはりこの胎内市がやはりいい意味でのこれからの発展のための基になると私は信じております。そういう意味で新市に向かって新たな気持ちでこの新市名を選んでいくという気持ちです。そういう意味では先月の13日の日の内定について今また再確認して私は胎内市で両町村が新市となって発展していくことに対して、今日これまで議論を重ねてきたわけでありますから、今日決定されても私はいささか異論はございません。以上です。

○議長（丸岡）

はい、どうぞ。

○齊藤委員

中条の齋藤でございます。まず最初にこんなに多くの方々の傍聴者を後ろにお迎えしてしゃべられる機会を得たことは非常に私にとって70年生きてきた人生にとって一番ありがたく感じております。それで今までの話を聞き返してみますと色々黒川さんの方からも胎内も黒川の良さというものが発言されたようでございますが、まさにそのとおり、私は中条に生まれ、中条に育ち、現在中条に住んでおりますから中条町の良さとゆうものは十分知っているつもりでございます。ですから今ここで中条町の良さを黒川村の方々と同じような立場で目線で言いなさいといわれればまず言えます。けれども私たち委員は色々な今までのプロセスを経て今日に至っております。そして1月の委員会のときに公募規程あるいは公募しましょうということで行い、そして法定第1回目の委員会の時に内定したわけです。その時にその胎内というのに内定した理由を付して多くの住民の方々に知っていただきましょうということで出したはずでございます。今ここで再審議ということではなくして今までの過程を踏まえて私たち、ただ単に

いつでも賛成、賛成ということでやってきたわけではなくて、ここに至るまでの過程で本当に色々議論が交わされたはずです。それを踏まえたときに、やはり一度内定したこと、決められたことに対しては前向きな姿勢で進んでいって初めてこれからの素晴らしい新市が誕生するんじゃないかと思うのです。ですからやはりここでああでもない、こうでもないというそれも大事なことだと、しかし、ここまでに至る過程プロセスは、私は間違いは無かったと思います。だからこのまま進んでいってほしいとひとりの委員として感じております。以上です。

○議長（丸岡）

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

どうぞ。

○富樫委員

中条議会から選任されております富樫であります。私は前任の丸岡町長さんがこの委員であったんですけれども町長になられたということで、その代わりという立場で参加させていただいております。この協議会委員ではありませんでしたけれども、今までの経緯については議会代表の方から逐一説明を受けながら進められたふうに理解しておりますし、当中条町の議員の中でも大多数が胎内市ということで考えております。一部胎内市では絶対だめだという方もおられますけれども、それは議会のルールに則ってある議論を尽くしたうえでは、やはり多数決という形でなるのかなと、これ胎内市に関しましては、今のお話にありましたようにずっとルールを決めながら、この議案に至ったこのことに対して、先ほど布川副会長さんから報告がありましたけれども、中条議会の今本会議で色々議論されました。この件につきまして、いろいろこう黒川さん、いわば胎内というものに対して、名称に対して非常にこう私からすれば冒涇に近い意見が出たことに対しまして、信頼関係で納得していくという丸岡会長からしましても、非常に、いわばちょっとこう心配したわけであります。また、今日いろいろお話を伺う中で、ここの委員の中からは、やはり今までどおり、ただわたしも先般中条町で行われました合併の地区集会等に出たわけでありまして、その中で中条に名前を残してほしいというこういう意見も多くあったことは確かであります。ただ中条市がいいのか胎内市がいいのかルールにそった胎内市で私はいいと思います。そして中条という地名を残したいという中条町民の気持ちをやはり大事にするならば地名として胎内市中条という地名を残すことに私は色々なこう行政上の手続きがあろうかと思っておりますけれども、今現在中条町中条とゆう地区はほんの一部にしかございません。これを将来的にもう少しエリアを広げてからで胎内市中条という地区ができるのであればこれはまたベストではないかなと思っております。いまひとつは胎内市とゆう名前は、今国の施策県合併がこれで終わりではなかろうかと思っております。

国の行財政改革の中では、今後もっと広範囲の合併に進むやもしれないというよりはそういうことも考えられるわけであります。そうすれば、この胎内とゆう都市地名がついたとしても、今後、未来永住、胎内ということでは私はないだろうと、むしろそれよりは胎内市なになにというこの地名に重きをおきながら、私なりに中条町民にお話し説得し理解してもらおうというつもりでありますので私は胎内市ということでもよろしかと思います。以上です。

#### ○相馬委員

中条町教育委員会の代表ということで参加して相馬でございます。3点について私の考えをお話ししたいと思います。今日ここへきまして昨日の新聞でもおやっと思ったのですがこの合併を考える会の要請を読みながらまず一番最初に恐れたことは、これを読まれた黒川の人達がどんな気持ちになるのか、ということであります。私たちはいまほど、色々なかたちでたくさんの方の意見があったと、出発はあくまでも対等合併であり両町村の信頼と親睦というようなかたちで出発したように意識しています。でこうしたことが起こることによってそれが崩れて、もしこの合併が推進できないというようなことになったらこの1年間我々は何をしてきたのだろうか、せっきくの今までの歩みというものがというか歴史が逆戻りしているような感じがいたします。こんな気持ちで副会長さんの言葉を聞きながらやっぱりおそれたことが出てきたなというふうなことを考えたからお話申し上げたいと思いますが、この合併を考える会の方々の記の5番の最後の行にあります「信頼と融和を旨とする合併推進の趣旨に反する決定」だからというふうに書いておられますけど、そうするとこのことばからすれば、合併を考える会の方々も両町村の合併には反対なんではなくて、それは推進してほしいんだと、だけでも胎内市については納得いかないというふうに私自身はそう理解し、提出の過程が合併したものが反対だということになれば、これまでのができなくなるけど、そういうことがないような気がしながら申し上げますが、この中でも一番最初の前文の中に「十分に民意を反映した協議が行われるよう強く要請します。」というようなことだとかあるいは記の2番のところに「名称募集に対する町民の関心も低く22,000人を超える中条町有権者数の5パーセントにも満たない応募数で決めること自体、極めて非民主的で、全く町民の意思が反映されているとは言えない。」ということばがあるわけですがそれでもそれはやっぱり変だと思っんですよね、今までこの任意協を開く前に両町村で何回か説明会を開いて、その説明会のあれを受けて任意協を立ち上げてきたということはその中に合併に対して一応サインを示したというふうにも考えてもいいんじゃないかとそれが具体的にどんなかたちでするかは別の問題としてもそういうふうにとれるわけですからしたがってそれから1年間私たちは任意協から法定協と歩み進めてきたということのなかにはみなさんが直接話し足りなくともこの町村合併というそのものについてはサインを出しているんだとその方法に対する反対議論だと考えております。大変生意気な言い方をしますが民主主義そのものは直接民主制と間接民主制があるわけなので重要な事柄に対しては住民一人一人の住民投票なりの意思決定もあるわけですが従来とってくる体制なども議会でもあるようにすべて代表しているいわゆ

る間接民主制というかたちをとってくるそんな意味からしますと、一番最後6番目の「合併協議会の委員が、町民の意思又は意識に配慮せず、全く個人的な判断で全てを決定しようとする姿勢に問題があり、納得できない。」ということは間接民主制そのものを根本から否定することになるというふうに考えます。であれば議会制も地位ないわけですし私たちが市町村長選挙をやったり、県知事選挙をやったりしてるそういう間接民主制を根本から否定するということになるのではないかと、一応大変不躰な言い方ですけども一応任されている、たとえば私であれば教育委員会の代表という位置で教育上に関する事柄に対するひとつの代表としての見識をもってここに参加しておるわけで、ここまでみなさんのそれぞれの立場で代表されているわけでひとつのかたちだと大切なかたちだというふうに理解しています。これが第1点とします。この胎内市の決定に対しましては、公募するときの基準を見てもらえばおわかりと思いますが両町村に共通する地理的、立地的あるいは対外的なイメージから考えあるいは将来の両町村を代表するかたちの名を使っているものを選んでみると、そういうかたちであくまでもひとつに偏ることなく両町村それぞれが共通した面を活かしたかたちで新市名を決定すべきだというふうに考えております。そうしますと、黒川さんと中条の両方に共通する一番大切なのは何かというふうに私なりに考えますと、この前も話しましたようにそれは聖なる清らかな胎内川の水で私たちは産湯をつかってきたと、これは黒川さんも中条も同じだとおもいます。一番の要素、両町村の共通するのは胎内川なわけですから、それが歴史的にも地域的にもいろいろな環境面からしても一番共通したさわりのない言葉ではないだろうかというふうに、私自身からすれば、できうれば胎内川市というふうにしてほしかったわけです。だけど胎内川市ではどうもごろが悪いということから結局は胎内ということで賛成というふうに申し上げたわけなので両方に共通した意味からして、それは黒川の人たちにしても中条の人たちにしても両方住み慣れた、使い慣れた中条、黒川ということばが消えるということは淋しいことだし、できるならば中条ということばを残したい、あるいは黒川ということばを残したいという気持ちはわかりますけど歩みの違うものがひとつになる場合はどこかで痛みをあげあわなければならないことだと、であれば、たとえば中条市ということになった場合、黒川の人たちは吸収合併されたみたいでやだなというふうにお考えになったとすれば、信頼と融和という意味合いからするとやはり数が多いのは中条が多いのも事実ですけども、そうではなくてやはりお互いに譲り合うことは譲り合って共通した名前のほうが一番いいのではないかというふうなことで、わたしは、みなさんが胎内という言葉をサポートされる意味が違うかもしれませんが、共通したことばとゆう意味でこの胎内市を新しい市の象徴としてふさわしいのではないかというふうに考えております。そして第3点ですけども、そうしたことにつきましてはここに提議したことばにつきましては考える会の方々がこうして3千名の近くの人たちの署名を集めてきたという提出されたというそれもひとつの民意のあらわれですので、それをそのまま無視するかたちでここで胎内市と決定しましたとゆうのでなくてこの協議会全員の意思というかたちでいままでとってきた道についてこうこうこうゆう道をたどり、このような舞台に入って決定したということを書きあらわしてこの考える会の方にお答えするということが、納得していただくということが大切ではないかというふ

うに3点大変長々と申し訳ございませんでした。

○議長（丸岡）

ありがとうございました。

議長から申し上げますけれども、傍聴者の皆さんについてはぜひともきょうは重要な審議でございますので、ご静粛にお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

これで3号議案については、新市の名称は胎内市とするということでございます。したがって、現在のところではこれに反対する意見はございませんけれども、もしこれに反対するご意見がございましたら出していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、議案第3号 新市の名称につきましては胎内市ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ありがとうございました。それでは、議案第3号 新市の名称については胎内市でご確認をいただきたいと思っております。

なお、この結果につきましてはただいまお話もございましたように協議会だよりや、あるいはホームページで住民の方々に周知方を行っていきますというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

次に、議案第5号 条例・規則等の取扱いについては前回からの継続協議の案件でございます。これにつきましても前回提案説明をさせていただいております。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、質疑がないようなので、ただいまの議案第5号 条例・規則等の取扱いについてにつきましては原案のとおり確認させていただきます。

次に、議案第6号 電算システムの取扱いについても前回からの継続協議の案件でございます。この案件につきましても前回提案説明をさせていただいております。

ご質問、ご意見等がありましたらよろしく申し上げます。

どうぞ。

○片野委員

先回協議会でシステムに関し、おたずねしたところですが、窓口業務の方々がシステムに慣れてもらわないと業務が進まないということになれば、合併したら窓口業務がよろしくないということのないようになりかねないので、その辺のところをあくまでしっかり進めていただきたいなと思うので、このことを提起します。

以上です。

○議長（丸岡）

ただいま提起して、これは提起したいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

あとご質問等がないようですので、議案第6号は原案のとおりさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないようなので、ただいまの議案第6号 電算システムの取扱いについては原案のとおり確認させていただきました。

次に、議案第8号 各種行政制度及び事務事業の調整方針についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（榎本）

それでは、議案書13ページになります。議案第8号 各種行政制度及び事務事業の調整方針について、別紙のとおり提出するものであります。

では、ご説明申し上げます。この議案につきましては、これまで任意協議会で協議をお願いし、確認をいただいております438項目の調整方針のうち、第1回協議会で提案をいたしました三つの合併の基本項目、合併の方式、期日、事務所の位置を除いた435項目につきましてこの法定協議会におきましても調整方針案として提出し、協議をいただき、合併をお願いするというものでございます。

A4判の別紙の1ページの目次をご覧くださいますと、1の財産区を除く財産及び債務の取り扱いについてというものから任意協議会で確認をいただき、30項目の協議項目について調整方針をまとめて提案をさせていただいております。任意協議会の時点で確認をいただきました調整方針と本日提出いたしました調整方針に相違のあるものにつきましては、調整方針自体に修正がある項目が1点、その他一部で協議の文言整理をさせていただいている項目がありますが、調整方針の基本的な部分に変更が出た

ものではないです。したがって、この議案につきましては変更箇所のみご説明をさせていただき、専門部会からの調整事項及び調整方針についての提案説明につきましては割愛をさせていただきます。

資料の中で調整方針の変更を行った部分については下線で示してあります。まず初めに、調整方針に修正のある項目ということでございますが、10ページをお開きいただきたいと思います。消防団の取り扱いの中で消防団の報酬、費用弁償の項目であります。調整方針を2段抜きにしております。上段の任意協議会の時点におきましては、合併後の中条町の例により統一するという方針の中でございましたが、これをこの協議会では合併時中条町の例により統一するというものに調整方針の修正案を提出するものでございます。修正方針につきましては、報酬については年額報酬と定められており、合併後に統一するという方針で対応が可能ということにしておりますが、費用弁償につきましては仕事の場合、新市においてこの時点で対応することが必要であるという理由により合併時とするものでございます。

次に、文言の整理または統一をさせていただいた部分であります。幾つか例を挙げさせていただきます。前に戻って3ページをご覧ください。地方税取り扱いの中で一番上に納税義務者、税率、非課税の範囲、減免、特別徴収についてというところ、またその下についても何々についてはというところに下線を引いてございますけれども、この部分につきましては行政制度調整表、以前お出ししました調整表の中で調整項目最後として記載のもの以外に記載があったものでございます。その記載のものに調整方針が出されていたため、ここでは何を調整したのかわかりやすく表現するためにこの項目を追加記載させていただくものでございます。

次に、1ページをご覧ください。11ページですけど、行政区、自治会の補助制度であります。ここについては新市においてとなっていたものを合併後という表現で統一をさせていただいております。私は一番下の地域間交流 国際交流姉妹都市の部分で、以前は下線のところが平成16年10月12日笛吹市が設置されることとなっておりますが、ここにつきましては境川というところは既に合併が終わった段階ということに表現を設置された笛吹市としております。

これに関連いたしまして、25ページになりますが、商工観光、商工振興部分につきましても同じく変更をしております。

同じ25ページの上から3行目、治山造林事業でございますが、これについては以前は合併後も継続するというようになっておりましたけれども、事業はそのまま実施するということであるため現行のとおりとするで統一をさせていただいております。

その他今ほど説明を行わなかった下線部分につきましても、今ほどの説明した内容と同じ考え方で統一、内容整理をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長（丸岡）

ただいま事務局から説明がありました議案第8号につきましては、今回は提案説明で、次回に協議をいたしたいと思えます。

ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等ございませぬので、次に進めさせていただきます。

続きまして、5番であります、例規整備調査業務委託について事務局より説明を願ひます。

○事務局（久保田）

A4用紙1枚物ですけれども、ごらんいただきたいと思えます。では、例規整備調査業務委託についてご説明させていただきます。

例規整備調査業務委託調査につきましては委員の皆様へ委託の必要性を今日ご説明いたしまして、事務局では今月契約を行い、速やかに執行させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、1番目は、例規策定の考え方、必要性であります。条例や規則は、行政サービスを行う上での必要な事項を定めておく必要があります。これらは、合併のときは行政サービスの事務の一時の空間も許さぬことになっております。合併と同時に市長職務執行者は条例、規則等を専決処分することと、されております。このことを勘案しまして、合併までに必要な条例、規則などはほとんど整備しておかなければなりません。

2番目につきましては、合併スケジュールでございますが、先進地事例を記載しております。（1）、関係町村の例規関係類似別一覧表を作成、（2）、例規の整備検討、（3）、例規原案調書の作成、（4）、例規原案の作成、（5）、例規原案の最終調整及び納品を業務委託内容としております。なお、例規整備につきましては合併時から、17年9月1日とされておりますが、今月契約したといたしますと、約9カ月という短い期間で策定した例はありません。先進地や合併協議が進んでいる地域の状況を見ますと、法定協議会発足と同時に着手している例が多く見られます。

3番目は、業者委託についての検討でございます。例規の整備につきましては、合併した先進地や現在合併協議をしている地域のほとんど全部で例規を業者委託により整備を行っている状況でございます。この理由といたしましては、合併日までの期間の問題、そして国の法律関係等を含む専門的な観点からの知識と技術など多くの点で事前処理ではとうてい及ばぬと言う点が大きな理由と考えられます。したがって、請負業者につきましては法令、例規関係の専門の会社でしかこれに対応できるものはないと考えております。

裏面をごらんください。4番目は、業者選定期間及び契約でございますが、合併前の期間の制約上合併協議で調整方針が定まった分からは条例、規則の原案づくりを着手することと考えまして、合併協定の

調整方針がおおむね定まり、事務事業の取り扱いの協議を進めている現在が契約時期として考えられます。

5番目でございますが、契約内容等でございます。今年度は、例規原案を作成する上で細かい部分を含む課題やまとめ方の構想までを今年度の作業として考えるものでございます。表側の2、例規策定スケジュールをごらんください。(3)、例規原案調書作成までを行う予定でございます。今月速やかに契約し、事務の着手に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(丸岡)

ただいま事務局から説明がありました例規整備調査業務委託については事務局のサイドもありますので、事務局の方で委託契約をさせていただきましたので、ご了承いただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次に次回の協議会について事務局より説明願います。

○事務局(羽田野)

6といたしまして、次回協議会について、一番最後の方についてであります。第3回会議開催日程、ここに提出の議案とさせていただきたいと思っております。日程でございますが、11月25日、木曜日、午後2時から、会場は中条町産業文化会館を予定してございます。提出予定議案といたしまして、協議項目、ただいまご提案いたしました各種行政制度及び事務事業の調整方針について協議をしていただきます。それと、新たに地域審議会等の取り扱い、それと事務組織及び機構の取り扱い、その他でございます。

以上でございます。

○議長(丸岡)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

その他ということで、皆さんの方から何かございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○桐生委員

次回も協議で25日ということで出ています。その前に行政組織だとか、事務事業につきましてお尋ねして、勉強会とか、それはないのですか。

○事務局(羽田野)

事務事業調整についてということでございますが、また25日の協議会前に勉強会開催を予定してございます。先回るときも一部ご照会を申し上げましてございますけれども、またその辺のところをお聞きいたしまして、いろいろ 設定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（丸岡）

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

どうぞ。

○羽田委員

勉強会は、私はなるだけ早く教えてもらいたいのですけれども。

○事務局（羽田野）

大変事務局として申しわけございませんでした。今回大変急なご案内でございまして、そういうこよのないように、早めにご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ないようでございます。

事務局からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、ないということですので、以上をもちまして中条町・黒川村合併協議会第2回会議を終了いたします。ありがとうございました。ご苦労さまでした。